

No. 179 (2024/12)

生成 AI の開発過程での学習と著作権管理情報の除去又は改変に伴う責任 ～GitHub Copilot 訴訟において異例の中間上訴が認められ、控訴裁判所での審理へ～

弁護士 宮下佳之

目 次

第 1	はじめに.....	1
第 2	GitHub Copilot 訴訟の経緯.....	1
1	GitHub Copilot 及び Codex の開発	1
2	在米のプログラマーによる訴訟の提起と第二修正訴状に基づく請求原因	2
3	本裁判所の 2024 年 6 月 24 日付けの決定	2
4	原告らによる控訴許可の申立て	3
5	中間上訴が認められるべきか否かに関する主張の応酬	3
6	本裁判所の 2024 年 9 月 27 日付けの決定	4
第 3	DMCA 第 1202 条(b)違反に基づく請求原因の位置付け	4
1	DMCA 第 1202 条(b)の要件と法律上の効果	4
2	原告らが著作権侵害を主張せず、DMCA 第 1202 条(b)違反を問題とする理由....	5
3	開発過程における著作権管理情報の除去と出力結果との関係	5

第1 はじめに

生成 AI 開発のために、無許諾で自らの著作物が学習用データとして利用され、著作権を侵害する生成物が出力されているとの主張に基づく訴訟が頻発している。特に米国においては、生成 AI の開発企業に対する訴訟が相当数提起されており¹、その帰趨が注目されている。その中でも、ソフトウェアのコード生成 AI を巡る最初の集団訴訟と言われている、カリフォルニア北部地区連邦地方裁判所に係属中の訴訟（以下「GitHub Copilot 訴訟」又は「本訴訟」という。）について、大きな進展があった。

本年 6 月 24 日に、本裁判所は、最重要争点とみられていたデジタルミレニアム著作権法（以下「DMCA」という。）第 1202 条(b)違反（著作権管理情報の除去・改変）に基づく原告らの請求について、同条が適用されるためには、同一性を有する複製物（“*identical copy*”）の著作権管理情報が除去又は改変されたとの要件（以下「同一性要件」という。）が満たされなければならないが、原告らがその点を十分に主張していないことを理由として、原告らの DMCA 第 1202 条(b)違反に基づく請求を確定力をもって却下した。しかし、この決定に対して、原告らが異議を申し立て、本裁判所は、本年 9 月 27 日に、異例の中間上訴を認めた。米国連邦裁判所の民事訴訟手続きにおいては、連邦地方裁判所の最終判決についてのみ控訴が認められるのが原則であり、最終判決前の中間上訴（“*interlocutory appeal*”）が認められるのは、連邦地方裁判所の決定が、①裁判の結論を左右する重要な法的争点（“*controlling question of law*”）に係わるものであり、②当該法的争点について相当の見解の相違（“*substantial ground for difference of opinion*”）があり、③即時控訴により裁判の最終的な終了を実質的に進展させる（“*an immediate appeal may materially advance the ultimate termination of the litigation*”）ものであることが必要とされている。そのため、本裁判所の決定は、DMCA 第 1202 条(b)違反（著作権管理情報の除去・改変）が認められるためには同一性要件が満たされることが必要か否かという争点（以下「同一性要件に関する争点」という。）が、未解決の重要な法的争点であり、その早期の決着が裁判の終了を促進するものであると判断されたことを意味する。控訴裁判所の判断次第によっては、GitHub Copilot 訴訟の今後の展開が大きく左右されることになるばかりではなく、同様の問題が争点となっている他の類似の生成 AI を巡る訴訟にも重大な影響を及ぼすであろうと思われる。本稿は、GitHub Copilot 訴訟のこれまでの経緯を整理し、本裁判所の 2024 年 6 月 24 日の決定の要点と中間上訴が認められた意義について概説するものである。

第2 GitHub Copilot 訴訟の経緯²

1 GitHub Copilot 及び Codex の開発

全 6 ページ。サンプルにつき、以下省略

¹ 例えば、Andersen v. Stability AI Ltd., Dkt. No. 3:23-cv-00201 (N.D. Cal. Jan. 13, 2023), N.Y. Times Co. v. Microsoft Corp., Dkt. No. 1:23-cv-11195 (S.D.N.Y. Dec. 27, 2023), Authors Guild v. OpenAI Inc., Dkt. No. 1:23-cv-08292 (S.D.N.Y. Dec. 5, 2023)等。

² GitHub Copilot 訴訟の本年 1 月頃までの経緯については、[SOFTIC Law Review Vol1-No1 \(創刊号\)](#)に掲載した拙稿「GitHub Copilot 訴訟の現状と展望」で解説している。